

新たに業務・産業用燃料電池の設置に対する支援を追加しました！

～グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業～

東京都では、エネルギーの安定供給の確保や脱炭素化に向け、都内における水素エネルギーの需要拡大・早期社会実装化に取り組んでいます。

特に、製造時もCO₂を出さない再生可能エネルギー由来の水素（グリーン水素）の活用事例を増やしていくことにより、一層の脱炭素化に貢献することが出来ます。

この度、グリーン水素の製造、貯蔵・運搬、利用に係る各設備を設置した事業者等に、その費用の一部を補助する「グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業」において、令和8年度から新たに「**業務・産業用燃料電池**」を対象に追加しましたのでお知らせします。

■ 事業概要

1 助成事業者

都内に事業所又は事務所を有する民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）、区市町村等都内の地方公共団体

2 補助対象設備及び補助率等

補助対象設備	補助率※ ¹	上限額
グリーン水素製造設備 (都内/都外※ ²)	2/3	3億円
グリーン水素貯蔵設備		
グリーン水素運搬設備		
純水素型燃料電池 業務・産業用燃料電池 NEW		
その他の水素利用設備※ ³ (専焼/混焼)	2/3 (混焼機器は1/2)	3億円 (混焼機器は2億2,500万円)

※¹ 国補助併給時には、助成対象経費から国補助額を差し引いた額に、都補助率を乗じた額とする。

※² 都外の設置は東京電力管内に限る。また、都内に水素製造量の1/2以上を供給すること。

※³ 水素燃料ボイラー、水素温水発生機、水素バーナー、水素エンジン発電機等。混焼機器には水素利用率の条件あり。

3 助成対象経費

設計費、設備費、工事費、諸経費

4 主な助成要件

- 補助対象設備を都内（グリーン水素製造、貯蔵、運搬設備は都外も可）の事業所等において新たに設置すること。
- グリーン水素や水素を利用する機器に関する普及啓発を実施すること。

※補助要件に関する詳細は要綱や手引き等をご確認ください。

5 事業期間

令和7年度から令和11年度まで（設備の設置・実績報告は令和11年12月28日まで）

6 令和8年度申請期間

令和8年4月1日（水）から申請に向けた相談を受け付けます。申請開始時期は、詳細が決まり次第、東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）の事業ホームページでお知らせします。

■ 事業の相談・申請窓口

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

事業ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/green-hydrogen-equipment>

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

電話 03-5990-5175（9時から17時まで（土日祝祭日は除く。））

※申請は電子メールにて受け付けます。



本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。

戦略20 ゼロエミッション「水素エネルギーの社会実装化」



▲2050 東京戦略

【問合せ先】 <事業の概要> 産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

電話：03-5000-7998

<申込方法等> 公益財団法人東京都環境公社東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

電話：03-5990-5175

本件は、「2050 東京戦略」を推進する取組です。

戦略20【ゼロエミッション】 「水素エネルギーの社会実装化」